

人事院総裁 藤井貞夫 殿

日本学術会議会長 会長代理 伏見康治

(要望先: 総理府総務長官, 行政管理庁長官,
科学技術庁長官, 大蔵大臣, 文部大臣)(写送付先: 自治大臣, 各省庁直轄研究所長連絡協議
会代表幹事, 国立大学協会会長, 公立大学
協会会長, 日本私立大学協会会長, 日本私立
大学連盟会長, 私立大学懇話会長)

国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善について(申入れ)

標記について、本会議第461回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

なお、標記申入れのうち、貴院以外に関連する事項に関しては、関係省庁あて別添(写)のとおり要望したことを申し添えます。

記

不況の深刻化と物価騰貴が同時に進行する異常な事態にあって、物質資源に乏しく、国土狭い我が国においては、国民に健康にして文化的生活を保障し国際平和に寄与するための科学と教育の役割は極めて大きい。科学研究と専門教育の責を担う国立大学教官及び研究公務員がその任務に安んじて専念できるために、諸条件、特に待遇を十分に保障されねばならぬことは言をまたない。

これら大学教官や研究公務員の生活条件は、貴院の待遇改善の努力にもかかわらず、ベースアップを上廻る消費物価の上昇等によって実質的には悪化し、加えて研究活動に不可欠な学術団体に關する費用、即ち、学協会会費、学会参加費、学会出席旅費、学協会機関誌への論文投稿にかかる費用等の研究・教育者の直接自己負担経費等が急激かつ大幅に増大して、生活条件を著しく圧迫しているのみならず研究活動の障害にもなっており、このことは特に自然科学系において著しい。公的研究費等の面においても、上記のほか、物価上昇、光熱水料金の値上げ、定員削減に伴う人手不足の補充等が相重なって研究・教育の条件を悪化せしめているのが現実の状況である。

本会議は、昭和48年、49年の両年にわたって国立・公立・私立大学における研究・教育者の給与その他の研究・教育条件並びに定年又は高齢による大学退職者の研究・生活条件についての実態調査を行い、それぞれ政府に要望・勧告したが、その集約結果は現職教員の全階層の貧困さと高齢退職者の悲惨さを示すものであった。

よって、本会議は、国公私立大学・研究機関等で研究・教育に従事する者の給与水準、給与体系、勤務条件等について、全面的に根本的検討が加えられ、抜本的改善が企図されることを望むのであるが、当面、次の諸点について要望する。

I 教育職・研究職についての共通事項について

1. 給与の大幅引上げを図り、研究費について配慮すること

(説明) 前文で述べたように、不況と物価騰貴が同時に進行する異常な状況のなかで、それに対する防禦の手段をもたない国立大学教官、研究公務員の生活及び研究条件は極めて深刻であ

り、緊急に給与の大幅引上げが行われるべきことは当然である。国立研究機関の研究公務員にあっては、民間企業研究機関の研究者に比して低給与であり、かつ、「人材確保法」により総合較差方式に再検討が加えられつつある現状にかんがみ、当然格差の無条件是正が必要である。大学教員にあっては、概して公務員給与先導型であることからして、その思い切った給与引上げは、私立大学教員の待遇改善にも当然に好影響を及ぼすものと考えられ、また、好影響をもたらすように積極的に措置することが必要である。加えて、研究・教育にあたる者の職務の必要上、一般生活費に加えて、研究費が十分に保障されることが必要であり、前文で例示したように、研究費とみなすべき経費の自己負担の増加する実状にかんがみ、研究費の増大についても配慮を要望する。

2. 初任給調整手当の本俸繰り入れと系列格差の解消を含め初任給の大幅引上げを図ること

（説明） 医療職以外の初任給調整手当は、その金額からいって、本俸と別建てにする意味に乏しく、本俸に繰り入れるべきである。さらに、現行の系列格差は説得性に乏しいため、解消することが望ましい。

3. 若年教育職・研究職職員の待遇改善を図ること

（説明） 前期の初任給の大幅引上げに加えて、教育職について標準職務表を一部改正し、助手・教務職員の3等級、4等級へのわたりを可能とすること。

4. 住居手当の支給限度額の引上げを図ること

（説明） 大学教官、研究公務員はその職務遂行上、通常の居室のほか書斎を必要とする。そのため、自宅及び借家、借間居住者とも多額の追加費を余儀なくされ、また、その負担能力のない場合には、書斎を持つことができず、研究効率を著しく低下せしめている例があまりにも多い。これに対して、現在の住居手当の支給限度額は低きに失するので、大幅に引上げるべきである。さらに、自宅新築者に対する加算額の支給年限も短かきに失するので、延長を図るべきである。

5. 高齢者昇給延伸措置を撤廃すること

（説明） 今日の高齢者は、戦後の混乱と貧困の打撃を受け、また多年中だるみ賃金体系の被害を被りつつ、戦後日本の復興に寄与しながら、今また老後保障の極めて不備な状況下へと投げ出されようとしている者として、最も厚遇してしかるべきものである。その意味からしても、高齢者に対する昇給延伸措置はただちに撤廃すべきである。

6. 沖縄県在住科学者の待遇問題に特に配慮すること

（説明） 沖縄県の国立大学教官及び国立研究機関職員は、復帰前、多年にわたって苛烈な歴史的状况のもとに、困難な条件にめげず、研究・教育にあたってきた人びとである。しかも、復帰後においても研究・教育の上でなお本土との格差が是正されぬ等幾多の困難な条件があり、これを早急に解消することが必要である。なお、それに加えて、寒冷地手当に対応する暑熱地手当のような現地の特殊性を考慮した手当を新設するほか、特に航空機利用を可能にする学会出席旅費、研究費の増額等を含めて、その待遇の改善に格段の配慮を払われるよう要望する。

Ⅱ 大学において研究・教育にたずさわる者の待遇改善について

1. 現行職階制給与体系を再検討すること

(説明) 現行の教授・助教授・講師・助手という職階制給与体系は、研究・教育活動の本質からみてふさわしいとはいえないので、再検討を要望する。

2. 指定職のわくの拡大を図ること

(説明) 教授などの指定職のわくを大幅に拡大し、大学間の格付格差を解消すること。

3. 大学院関係教官の俸給の調整額を改善すること

(説明)

(1) 大学院担当助手については、修士課程担当者についても調整額を支給すること。

(2) 前記の場合を含めて、修士課程調整額を博士課程調整額と同率とすること。

4. 協力・支援的業務に従事する職員等について、調整額のわくの拡大、特殊勤務手当の改善等を含めて、その待遇を改善すること

(説明)

(1) 実験施設のオペレータ、図書館関係職員並びに実質的に教育・研究に従事している教務員・教務補佐員等、研究・教育の補助的職員について格段の待遇改善を図ること。

(2) 医学部、附属病院、農学部、理学部等で実験動物の飼育等にあたる者は、その業務の危険性の除去を図るとともに、やむをえない場合は調整額を設けること。

(3) 医学部その他の研究施設で、死体の処理作業にあたる職員については、現在、死体処理手当が支給されているが、その業務の不快性、危険性にかかわらず、その額は低すぎる。かつ、その職務の特殊性からみて、特殊勤務手当とするよりも、むしろ俸給の調整額設定対象とすることが望ましい。

5. 研究休暇制度を確立すること

(説明) 大学において、研究・教育にあたる者がたえず清新で高度の研究水準を維持し、充実した魅力ある教育を行いうるためには、さしあたり勤務5～7年間に半年ないし1年の割で研究休暇を与えることが必要である。

Ⅲ 国立研究機関における研究職などの待遇改善について

1. 研究公務員特例法の制定を図ること

(説明) 科学研究業務は、研究者個人の創意と自発性に依存するところが大きく、その特殊性から、研究者の任用、サービスの態様を機械的に一般行政職と同一の基準で律することは、研究業務の円滑な推進のためにも好ましくない。よって、教育公務員特例法に準ずる研究公務員特例法を制定して、研究者にその能力を十分に発揮させる方策をとるべきである。研究公務員特例法の制定については、本会議が繰返し要望し、第10期においても「科学研究者の地位に関するニエスコ勧告特別委員会」を設けて検討を続けているところであって、早急に具体案の検討を強く希望するものであるが、その検討にあたっては、本会議の意見を徴されたい。

2. 指定職格付の範囲を拡大すること

(説明) 国立研究機関の長及び長に次ぐ職にある者の全員指定職への格付、並びに号俸の引上げを図るように配慮すること。

3. 特別調整額を増加すること

(説明) 部長等研究員(これに相当する事務部門の部長及び課長を含む)の特別調整額を全員第1種に上げるとともに、室長等研究員(これに相当する事務部門の課長を含む)のそれを第2種に格上げすること。

4. 研究職1, 2等級定数のわくを増加すること

(説明) 高度の能力をもった専門研究者の待遇改善を図るため、研究職1, 2等級定数わくを増加し、あわせて特別調整額についても、格段の配慮をすること。

5. 研究職標準職務表を再検討すること

(説明) 研究実施の第一線にある研究職3, 4等級の職員及び研究協力支援業務に従事する職員の待遇並びに処遇を適正化するため、現行の標準職務表を再検討し、必要な改正を実施することが望ましい。

6. 行政職職員の格付及び級別定数を改善すること

(説明) 国立研究機関における成果の発揚は、研究部門における研究活動の促進を図るのみでは十分でなく、事務部門(行一)及び技能部門(行二)が積極的に研究を支援することによってはじめて可能となる。これら職員の待遇改善を図るため、行一職員については、研究機関を地方的機関とみなすことに原因する本省庁との格付格差を是正するとともに、級別定数を抜本的に改善して、昇格、昇任を円滑化すること、行二職員については、各場所の実態を調査して、技能(甲)(乙)、労務(甲)(乙)にかかわる標準職務の再検討、最高号俸の引上げ、号俸の間差額の改善等の措置を講じることが望ましい。

7. 筑波研究学園都市への移転職員及び移転困難職員の処遇

(説明)

(1) 昭和54年度完成を目途に実施中の首都圏における国立研究機関の筑波地区への移転に伴い、移転職員の移転手当は本俸の8%支給が配慮されたが、これを調整手当に切換え、行政職職員の移転後における採用を円滑にするとともに、移転困難な職員の退職手当は「退職手当法第5条」適用と同等の措置を講じること。

(2) 特別赴任手当制度を確立すること

国立研究機関の筑波地区への移転は、職員にとって生活上重大な変化をもたらす前例のない特殊事態のため、最近の民間企業の同様事例の実態と比較の上、移転時における負担の軽減を図るよう、特別赴任手当制度を考慮すること。

IV 人事院所管以外と考えられる事項に関する協力要請について

下記の事項は、現行法上、たまたま人事院の所管事項外であるとしても、人事院設置の根拠法である国家公務員法上、人事院は「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善」に関して勧告権を有し、また「職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる」ことをその目的とされていることにかんがみ、しかるべき努力を払われるよう強く要請するものである。

1. 定員削減方針につき、政府の再考をうながすこと

(説明) これまで本会議は、第53回総会における「行政機関の職員の定員に関する法律(案)」に関する声明、第58回総会における「国立大学、国立試験研究機関等の定員問題

についての申入れ」，第59回総会における「国立大学，国立試験研究機関等の第2次定員削減問題についての勧告」などを指摘してきたように，今日，大学においては学部学生数及び大学院生数の増加にもかかわらず，きびしい定員管理政策のため，研究・教育に必要な人員が研究補助的職員及び一般事務職員等を含めて十分に確保できず，研究・教育上重大な支障をきたしている。また，国立研究機関においては，要請される業務量の増大にもかかわらず，定員はかえって減少し，研究業務の正常な運営が阻害されており，研究職新規採用の困難化，研究者の高齢化を招き，人員構成上もゆゆしい事態となっている。そのため，いわゆる臨時職員問題やオーバー・ドクター問題等，極めて深刻な事態すら生じるに至った。そこで，このような研究・教育上及び科学の発展上，ゆゆしい事態をもたらすことになっている定員削減方針の国立大学，国立研究機関への適用を解除して，むしろ適正な定員増を図るよう，政府の再考をうながすことについて努力されたい。

2. 旅費の増額について

（説明） 国立大学，国立研究機関等で研究・教育に従事する者にとって，学会出席，調査研究等のための出張が，研究・教育水準の向上やその業務の遂行上重要な意義をもつことはいうまでもないが，そのための旅費はまことに不十分であり，特に若年研究者（大学院生を含む）においてはなほだしい。よつて，必要かつ十分な旅費が保障されるよう配慮されたい。

3. 大学の夜間部担当手当について

（説明） 現在，定時制又は通信教育を行う学校の教職員については単行法（昭和28年法律第238号）により手当が支給されているが，国立大学においては静岡大学，電気通信大学等，夜間部を有する大学が存在するにもかかわらず，この種の手当が支給されていない。国は勤労青年教育のもつ意義の重要性和大学教職員の夜間労働の困難性にかんがみ，夜間部担当手当のようなものを設ける必要があると考える。

4. 非常勤講師給与の根本的改善について

（説明） 専任教員率の高い国立大学においてすら，研究・教育の必要上，非常勤講師は重要な役割を果たしている。しかるに，その講義料の低劣なことは，大学生がアルバイトとして行う家庭教師の賃金にも劣るほどのことであるのは周知のところであり，これは到底すぐれた研究・教育者を遇する道とはいえない。早急に非常勤講師の抜本的待遇改善策を，現行時間ぎめを月ぎめに改めるがごとき算定方式の改善をも含めて，講じるよう努力されたい。

5. 大学院生等の災害補償制度の確立について

（説明） 大学院生等が，今日，大学において研究等に果たしている役割は大きいにもかかわらず，その業務上の災害について，これを補償する制度がない。この点について，本会議はすでに第57回総会の議を経て「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告を行い，昨年は重ねて同趣旨の要望を行ったところであるが，政府が速やかに対策を講じるよう努力されたい。

6. 退職手当，退職年金等の改善について

（説明） 多年研究・教育に従ってきた科学者の老後については十分な生活保障をもって報いるべきことは当然である。ことに異常な物価高の今日，定年退職研究者が生活難から学会費の

支払いにすら難渋するというようなことは、到底文化国家の名に値するとはいえない。そのため、退職手当を増額し、退職手当は全額免税とすること、退職年金は俸給年額の60%に引上げ、年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とすること、かつ、給与水準の改定に見合った年金のスライド制をただちに実施することなど、その改善について努力されたい。

10-5

総学庶第1626号 昭和50年11月11日

環境庁長官、国土庁長官、文部大臣、
農林大臣、建設大臣、文化庁長官、
林野庁長官

日本学術会議会長 越 智 勇 一

(写送付先: 大蔵大臣, 自治大臣, 警察庁長官)

野生動物の保護について(要望)

標記のことについて、本会議第69回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

日本学術会議は、早くから我が国の自然保護に関し、度々勧告を繰り返して来た。その基本的な理念は、我が国の自然を保護し、そこに生息する生物を守ることが、健全な人間の生存にとって最も重要であると考えて来たからに他ならない。しかるに、近年急激な国土開発に伴い、自然が破壊され、生物生存の基盤が失われようとしていることは憂慮に堪えない。

例えば、ニホンザルのごとく、従来その対応が比較的安易に考えられていた野生動物が、市街地近くに現われる機会が多いため、全体数が増加しているかのような錯覚を生じているが、実はその数はむしろ激減しつつあり、あるいは遠からずして絶滅のおそれさえあることが指摘される。

更に数年前から問題となっていたことであるが、特に今年に入って、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカによる造林木や農作物への被害に対し、直ちにその捕獲あるいは射殺の要請が高まって来た。我々は、いやしくも一度特別天然記念物に指定されたものが安易に捕獲・射殺されるようなことがあれば、その影響するところは極めて重大であり、ニホンカモシカの実数についての正確な調査もない今日ではニホンザルの状況とも対比して、まず、その実態をは握することが緊急必要であるとする。また、我々は元来、野生動物の保護と農民の生活の安定とは両立すべきものと考えており、政府は、これらの観点に立って正しく実態をは握しつつ、改めて特別天然記念物の取り扱いの原則を明確にし、野生動物の保護の理念を確立し「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」等についても再検討することを要望する。

差し当たり、政府は、これら野生動物の問題の処置について、少なくとも早急な捕獲あるいは射殺の許可を与えるべきではなく、緊急対策としては、ニホンザル以外の野生動物の被害防止に有効である防護柵の建設に対する援助及び農作物等の被害補償等を行うことによって農民の受ける被害を可及的に少なくすることに努めると同時に、これと並行して、これら野生動物について、その分布状態、社会機構等基本的な調査を実施し、例えば保護地域の設定についても、必要とあれば格段に広範な自然保護地区の設定をも考慮すべきである。